

第45回京都地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

令和4年7月26日（火）午後1時30分から午後4時まで

2 場所

京都地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

井上雅朗、今井一雄、小澤壯夫、川上治美、西田由美子、藤澤浩一、
山舗恵子、横井かをり、吉政知広、伊藤知之、相馬博之、
北川 清、増森珠美

（事務担当者等）

菊地浩明、藤本昌彦、三宅秀明、植田昌典、塩田雷太、藤原悟志、
金益弘興、松本哲也

4 議題

民事訴訟手続のIT化と審理運営の改善について

5 議事

(1) 開会

(2) 委員異動報告

(3) 民事訴訟手続のIT化と審理運営の改善についての説明

(4) 意見交換

(5) 次回のテーマ

民事調停制度の現状と今後の展望　－民事調停制度発足100周年
を迎えて－

(6) 次回開催日

令和4年12月12日（月）

【議事録概要】

《発言者：●＝委員長、○＝委員、□＝事務担当者等》

- 各委員の組織等でも、ウェブ会議、オンラインによる会議等、IT機器の活用をされていると思い、その実情や工夫例、留意している点等を御紹介いただきたい。裁判所にとっても、また、各委員おかれても、情報の共有という点で参考になる部分があると考えている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、会議等はウェブを利用しており、ネットを利用することに慣れていない集まりではあるが、時間的な制約もなく、参加者も増えている。一方で、研修会をウェブで行ったことがあるものの、機器の扱いがうまくいかないことがあり、この点が大きな課題となっている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、この1、2年で一気にIT化が進み、会議も基本はウェブでの形になり、コミュニケーションの質の低下、人間関係の構築、情報共有、チームワークといった問題が顕在化し、大きな問題となっている。特に年齢によってスキルの差があり、裁判手続の中でも、同様の問題があるかと思う。IT化で言うと、ウェブ会議以外にもシステム関係、案件管理、書類管理、データ管理など、様々な新しいツールが出てきているが、うまく活用できていないところもあり、裁判手

続においても、今後はそのあたりが課題になるのではないかと思った。

- 在宅勤務が増え、コミュニケーション不足や、人間関係の構築が難しくなっている課題に対し、何か方策をとられているのか。
- 1週間のうちに2日は必ず出勤するというルールを作ったり、会社に来て、直接話をすることの重要性を理解してもらうように説いて回ったりしている。また、オフィスのレイアウトを見直し、会社で働きたいと思わせるようにするなど、あの手この手を考えている。
- 裁判所においても、書類管理やペーパーレス化をどのように進めていくかを課題とし、それらをシステムによる書類管理によってペーパーレス化を図ることを検討している。そのあたりの実用やあい路について御紹介いただきたい。
- ペーパーレス化については、一部書面が存在していても、最終的にはPDF化し、データベースで管理している。決裁関係もウェブ、システムで処理している。今後の課題は効率化であり、データベースに入っているのに、そのデータを有効に使うことができていないとか、各部署とコミュニケーションを図りながら、最終的に契約を締結するという一連の業務についても、システムを使って管理したいと考えているが、最近、元に戻そうとしている。システムにはしたいが、複雑化しすぎて使いにくく、あまりメリットがないという面もあり、本当の意味のIT活用というのが難しい

状況でもある。

- データの有効活用やウェブ会議での課題として、スキルの差や、文書の提出や伝達がうまくいかない場合もあるということで、マニュアルの作成、研修の実施等を整備されたりしているのか。
- 実際のウェブ会議で使用するのはZ o o mとかT e a m sであり、基本的には各自で慣れていく感じではあるが、書類の共有等、普段行わないことをする場面ではパニックになってしまうことがあり、それが重要な会議の場であると困ることがある。
- Z o o mを利用して会議を行っているが、人数が多いと発言するタイミングが難しいことがあるものの、会場への移動がなく、時間が有効に使えるとともに、より多くの人に参加できるようになった点がよいと思う。今までは対面で行っていた社内での会議について、京都と京都以外の離れた地域とであっても、ウェブでできるようになっている。課題としては、社内で周りに誰もいない静かな空間を確保することが難しく、周りに人がいるとイヤホンをしていても話しづらく、空間の確保というのが必要だと感じた。
- 課題として、空間を確保するのが難しく、ヘッドセットを使っている、同じ空間であると音が入ったり、裁判所もウェブ会議においては、各裁判官室で行っている場合も多く、周りの声が多少入ったりすることも聞いている。
- 新型コロナウイルス感染症の影響でウェブ会議が進み、ウェブ会議が始

まる前までは、会議を減らしていく方向であったが、ウェブ会議ができるようになり、かえって会議が増えている状況になった。また、ウェブ会議は参加しやすいものの、欠席もしやすいといった面もあり、使いやすい一方で、デメリットも結構あることを感じた。

- 対面での会議、打合せというのは、ほとんどなくなっているのか。
- 対面での会議等はなくなっているものの、どうしても対面でないと伝わりにくいことも多くあり、ウェブ会議であると、真意が伝わらない面もあることから、裁判所において、例えば、訴訟を提起した本人や、その相手方とのコミュニケーションをうまく図ることができるかが課題としてあるのではないかと思った。また、先ほどペーパーレスの話があったが、私の職場でもペーパーレス化を進めており、紙媒体はなくなってきているものの、逆にパワーポイントによる資料がどんどん増え、その資料を作ることに注ぐ時間が増えている。いかに見栄えの良いパワーポイントの資料を作るかということにものすごく注力し、それが負担になっている面もある。
- 他に実情があれば御紹介いただきたい。
- 社内を見ていると、一番年上が74歳くらいの人で、現役で頑張っているが、若い世代とのギャップが広がってきており、特に、最近はパソコンではなく、スマートフォン等の携帯端末で全て済ませてしまう感じになっており、そのギャップをどう埋めるかが課題となっている。最近は会議の機会を持って

なかったが、若い世代に先輩の話を聞かせるためにも、会議を行う方向に戻すことを考えており、対面によって伝わるものもあるため、そのような時間の必要性を理解してもらわなくてはならない状況にあると思う。

- 若い世代とのギャップをどう埋めていくかが課題ということで、スマートフォン等の携帯端末で済ませ、パソコンのキーボードを打たない世代が増えているという話も聞くが、そのように感じることはあるか。

- 新卒で入社した社員をパソコンの前に座らせると、「何をさせるの？」
「こんな遅れたようなことをするのか。」というような感じで受け止められるとともに、逆にそれを教えるための作業も必要となり、いろいろな意味で大きな差が出始めている気がしている。

- 電話会議及びウェブ会議の実演に対する感想、課題について御意見を伺いたい。

- ウェブ会議の際に、画面に表示されていたメモは書記官が入力したものであることによいか。また、裁判の進行記録については、従前から録音した上で、それを書記官が起こし、後日、関係者に確認を求めるシステムなのか。

- 尋問であれば、全部録音し、文字起こしして確認することになるが、争点整理手続はいろいろな議論を口頭で行うため、全部録取することの必要性と、実際に録取できるかという問題もあり、これまでは行っていなかった

たところである。しかし、ウェブ会議になり、その場で文字にして画面共有を行い、「これでよかったですか。」「次回はこういう準備事項でよかったですか。」ということその場で確認できることから、書記官がその場で即時に入力する取組は、新しい動きと考えていただければと思う。

- 期日の進行がそのような形で記録化され、すぐに確認できるという意味で、とてもよいと思った。あと、裁判というと、膨大な資料をお互いに出し合うというイメージがあり、これがウェブ会議になると、双方が「この部分は証拠として採用してください。」というような、一部を切り取った証拠の出し方ができたりもするのか。
- その方向になっていくと考えている。これまでの裁判では、証拠は基本的に紙媒体であり、それをコピーし、証拠として出すのが通常であったが、ペーパーレスになると、データそのものが証拠となり、「こういうものがあるけれども、どこまで争いがあるから、どこを証拠として出しましょうか。」ということベースにして議論した上で絞り込みができると、より争点に沿った合理的で必要な審理、裁判ができると思っている。
- ウェブ会議を行う際の工夫として、実際に審理の中でデータを提出し、その中で証拠になるものを当事者と協議、厳選した上で、それを証拠とする工夫もなされていると聞いている。
- 事前に本委員会に向けて勉強会を開き、「3つのe」（e 提出、e 事件管

理、e 法廷) という I T 化に関して意見を伺ったところ、金融機関出身の方からは、稟議書等の書面は全てデータ化を進めているということで、「裁判所もそういう動きなんですね。」という感想があった。データの形で提出することや、期日もウェブ会議で行うことに関しては、「そういうことができない人に対してはどうするのか。」「いわゆる I T 弱者への配慮が必要ではないか。」という意見や、「セキュリティ面は大丈夫か。」というような意見も出ていた。新聞等でも情報の流出に関する記事が出ており、「裁判所のシステムは本当に大丈夫なものができるのか。」という意見や、「なりすまし、他人が入り込むリスクはないか。」という意見もあった。

- いわゆる I T 弱者と呼ばれる人に対してどうするかについては、検討していくことが必要であると思っている。
- 先ほど書記官の話があったが、論点をまとめて書くことが求められ、そのためのスキルが必要になると思った。また、その場で全員が共有できるのはよいことと思い、若干スピードに追われるような気がしつつも、一方でスピード感があるなとも感じた。そこで伺いたいのは、ウェブ会議に参加する環境、空間が作れないような人に対し、例えば、別件の用事で裁判所に来ている人が、その用事の後に参加できたり、裁判所の中でウェブ会議用に貸し出す空間があったりするとよいと思ったが、そのような場所は備えているかという点と、弁護士と本人が別々の空間で参加することは可能かという点であ

り、ウェブ会議中は、あまり人に聞かれないような内容になるかとも感じ、外部に漏れたりしないのかという点も少し不安に思った。

□ 京都地裁の中にウェブ会議用のスペースが設けられているかについては、そういった目的でのスペースはなく、裁判所に来ているのであれば、ウェブ会議ではなく、実際に参加する形になると思うので、そのようなスペースは想定していないという理解である。実際の例としては、弁護士が「ウェブ会議では参加できないけれども、その日は裁判所に来ているので出頭できます。」ということもあり、その場合は実際に来てもらい、出頭する形で行う。弁護士と本人が別々にウェブ会議に参加できるかの点ですが、現在のフェーズ1の段階では、基本的には弁護士のアカウントを使い、弁護士と同席でお願いする形で行っている。ただし、例えば、当事者が会社の場合で、弁護士は東京、本社が大阪にある場合に、会社の担当者が大阪からウェブ参加したいという場合は認めたりもしている。しかし、会社ではなく個人の場合に、そこまで認めてよいのかということについては疑問があり、常に安定的に行うことができるか、ウェブ会議に慣れているか等が疑問点としてあり、試行しながら慎重に取り組んでいるところである。

● 書記官のスキルという話があり、現状として書記官全員にスキルが備わっているわけではないようにも思うが、その点についてはどうか。

□ 書記官は様々なやり取りを要約し、それを書面化する技術を持っている

職種であり、そういう訓練を受けているものの、その場で打ち込む点ではスキルの差が出てくると思う。一般的に若い書記官のほうが得意であるようにも思われるが、スムーズに対応できる人が増えれば、より利便性が高まると考えている。

○ 精神的、心理的なものかもしれないが、電話に比べて、顔が見えるというだけで攻撃性が低下することもあると思っている。業務の中で、電話で苦情を受けることも多いが、担当者の感想として、「顔が見える状況だったらこんな言われ方をされないだろうな。」という受け止めがあり、電話ではなく、顔が見えるウェブ会議の良さを非常に感じている。しかしながら、一般的に、ウェブ会議に当事者の方が同席されることが少ないのであれば、先ほどの実演では、ウェブ会議の中で、少し先走ると言うか、代理人弁護士と裁判官だけで方向性が決まってしまうように感じた。また、ウェブ会議の良さを活かし過ぎることで、以前であればたくさん出されてきた当事者の様々な事情についての資料が、先に整理ができてしまうことについて、少し配慮があってもよいと思った。

□ 先ほどの実演については、短期間で進めるというストーリーの都合上、あのようなシナリオになったが、実際の場面では、慎重な対応を取る代理人が多いという認識を持っており、「本人に確認した上でお答えします。」ということが多いと思う。

○ ウェブ会議上での争点整理手続で提出する証拠の扱いについて理解できないところがあり、また、証拠を最終的には保存をすることになると思うが、どのような形で保存されるのか、そして、ウェブ会議上に残っているものを、チームに参加している人は誰でも触ることができ、勝手に編集されてしまうことがないのかが気になった。

□ 証拠の提出を具体的にどのように行っているかについて、正式な提出方法は、現在でも紙媒体によるところであり、ウェブ会議上でアップしたものは、証拠提出の前段階、準備段階として予定しているイメージで捉えていただければと思う。今後、フェーズ3まで進むと電子で提出する手続となり、まさにデータをアップする方法で提出できる時代が到来することになる。証拠の保存方法に関し、現在は紙の訴訟記録の中に綴り込むという形で保存しているが、フェーズ3での電子提出が認められると、その保存の扱いについては、現在検討段階であると理解しているが、クラウドに保存する形になるかと思われる。また、ウェブ会議上にアップしたデータを編集できる点は御指摘のとおりであり、PDFであると改ざんは難しいと思うが、ワード、エクセルであると改変も可能であり、そのあたりは相互間の信頼を前提に行っていると理解をしている。現在はあくまでも紙が正式であり、データによる提出は準備段階という位置付けでもあることから、改変されるようなことがあっても影響はないと考えている。私の知る限り、データを勝手に改変されたとい

うクレームや、そういう事象に接したことはなく、フェーズ3でデータをアップしたものが正式な提出となることで、改ざんができないシステムも構築されると思っている。

○ 今回の民事訴訟法の改正により、今後10年、20年と続くIT化の動きについて、裁判所のスタンスについて教えていただきたい。また、京都地方裁判所委員会についてもIT化を進めていただき、連絡文書や議事概要等についても、郵送やファクシミリではなく電子媒体で送付していただきたいと思う。国、地方公共団体の各審議会等はそのような方法で送られている。法制審議会等では、各出席者がワードファイルに手を入れて回すことも行っており、本委員会でも行っていただけると助かるところである。

● 裁判所のスタンス自体を私達が伝えるのは難しいところである。

□ 私の理解するところであるが、内閣府の未来投資戦略2017において、裁判手続のIT化が示されたときは裁判所も驚いたと思うが、その先に3つのeを実現していくことが具体的に語られる中で、これはよいことではないかと考えたと思う。訴訟手続をより迅速に、中身のあるものにするを日々考えているのは裁判官、裁判所職員であり、IT化により、ウェブ会議を利用すると便利になることが分かり、そういった形で進めていくことで、裁判そのものがより良くなり、利用しやすくなることが分かり始めてきて、それを実感するフェーズに入ったかと思う。そのような中でメリット、インセ

ンティブも大きく、渋々ではなく、熱心に取り組んでいると理解している。

- より良い司法サービスを提供する裁判所の使命、適正迅速な裁判を実現する中で、諸外国ではIT化が進み、日本もより良い司法サービスを提供するためには、IT化を実現していかなければならないという認識を持ち、前向きに進めていると認識している。
- 本日いただいた貴重な御意見を今後の裁判運営に生かしていきたい。